

白馬村特命大使設置要綱をここに公布する。

令和8年8月4日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第64号

白馬村特命大使設置要綱

(設置)

第1条 本村が有する山岳自然環境、文化及び歴史等を、様々な機会を通じて情報発信し、本村の知名度や価値の向上を図るため、白馬村特命大使（以下「特命大使」という。）を置く。

(活動内容)

第2条 特命大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本村の文化、歴史、芸能、スポーツ、特産及び観光その他地域資源の振興に関すること
- (2) 本村の知名度及び価値の向上に係る助言を行うこと
- (3) 本村が実施する事業への協力
- (4) その他村長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 特命大使は、次に掲げる者のうち、本人の同意を得て村長が委嘱する。

- (1) 本村の知名度及び価値の向上又は地域振興に貢献している者
- (2) 産業、教育、芸術、文化又はスポーツ等を通じ優れた功績をあげ、村政の発展に貢献している者
- (3) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 特命大使の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(解職)

第5条 村長は、特命大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

(1) 本人から辞任の申し出があったとき

(2) 法令違反その他特命大使としての信用を著しく失墜させる行為があったとき

(報酬等)

第6条 特命大使に対する報酬は、支給しない。ただし、第2条各号に掲げる活動を行い、村長が必要と認めたときは、予算の範囲内で謝金及び旅費その他必要な経費を支払うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特命大使の区分、庶務及びその他必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 白馬村観光大使設置要綱（令和4年白馬村告示第83号）は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の要綱の規定により委嘱されている観光大使は、第3条の規定による「白馬村特命大使（観光大使）」として委嘱されたものとみなす。

4 前項の観光大使の任期は、第4条の規定にかかわらず、廃止前の要綱により委嘱された観光大使としての残任期間とする。